

浜松市市民音楽ホールのネーミングライツパートナー募集要項

市有施設のさらなる魅力向上を図るとともに市有施設の有効活用による自主財源の確保を目的とし、この度、浜松市市民音楽ホールのネーミングライツ（施設命名権）のネーミングライツパートナーを公募型プロポーザル方式にて募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 名称

浜松市市民音楽ホール

(2) 所在地

浜松市浜名区新都田三丁目2番1号

(3) 施設概要等

竣工時期 令和3年3月

構造等 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上5階建

敷地面積 30,035㎡

延床面積 6,388㎡

施設内容 ホール、楽屋4室、控室、多目的室3室、事務室他 駐車場418台

(4) 施設の設置目的

市民の音楽文化活動や学習成果等の発表の場を創出することにより、市民の文化の振興を図る

(5) 開館時間

午前9時～午後9時30分

(6) 休館日

年末年始（12月29日～翌年の1月3日） 他

(7) 年間利用者数、主な利用者

年間利用者数 122,174人（令和6年度実績）

主な利用者 一般市民、学校教育団体、吹奏楽や合唱などの音楽団体

(8) 法令等の規定

地方自治法、浜松市市民音楽ホール条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針

(9) 現在の指定管理者に関すること

管理者名 公益財団法人浜松市文化振興財団

指定管理期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日 （3年間）

(10) 図面等

建物配置図、平面図、立面図については、創造都市・文化振興課にてお渡しします。

2. 通称の条件

- (1) ネーミングライツパートナーは、対象施設に新たな名称（通称）をつけることができます。なお、条例上の名称は変更しません。
- (2) 通称には最後に「音楽ホール」を残すことを条件とします。（例：〇〇音楽ホール）
- (3) 使用できる通称は、品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次のいずれかに該当するものは除くものとします。
 - ① 浜松市が定める 広告掲載基準第5条に該当するもの
 - ② 施設の設置目的を誤認させるおそれのあるもの
 - ③ 一般的に浜松市外の地域を連想させるもの
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、通称の変更はできません。やむを得ない事情で通称を変更する場合は、本市と協議を行って決定します。

3. 通称看板と道路案内標識の設置位置と仕様

原則として既存看板と同位置とし、敷地内の通称看板6か所、敷地外の道路案内標識7ヶ所とする。
仕様（看板サイズ、文字サイズ）は既存同等とし、詳細は別紙を参考とする。

4. 費用負担と業務の範囲

- ・提案にあたり要した費用及び契約締結に係る費用は応募団体の負担となります。
- ・看板として掲出できるものは、通称のみとします。
（看板内にロゴを含むのは可としますが、ロゴのみの看板の掲出は不可です。）
- ・建物内部及び建物外壁への通称看板の新設は原則禁止とします。敷地内での通称看板の新設は本市及び指定管理者と協議の上、可否を決定します。
- ・通称看板を新設する場合の設置に係る費用、管理に係る費用（安全管理、電気代等）、既存の看板の改修に伴う費用、既存の道路案内標識の改修に伴う費用（既存の看板撤去費用を含む）、施設パンフレットの変更に係る費用は、原則としてネーミングライツパートナーの負担となります。
- ・契約期間の終了時（契約を継続する場合を除く）には、契約期間内にネーミングライツパートナーの負担において通称看板を全て撤去し条例名称（浜松市市民音楽ホール）看板に改修してください。
- ・上記において必要となる工事等は、本市及び施設の職員と協議の上、ネーミングライツパートナーが発注してください。
- ・施設ホームページの変更等、指定管理者側で作業が発生する場合は、指定管理者と別途協議を行い、費用負担を決定してください。
- ・屋外看板の新設及び変更については浜松市屋外広告物条例、浜松市景観条例及び浜松都市計画都田地区計画に基づくものとし、設置及び変更にあたっては、本市及び指定管理者と事前に協議することとします。
- ・本市で作成する観光パンフレット等の印刷物、市の公式ホームページの表示変更などは市が行います。ただし、全ての印刷物及び表示方法を変更できるとは限りません。
- ・記載した項目以外で費用が発生した場合は、その都度市や関係機関等と協議のうえ決定します。

《費用負担（原則）（*1）》

区 分	市	応募者
提案にあたり要した費用	—	○

区 分	市	ネーミングライツパートナー
契約締結にかかる費用	—	○
通称看板及び道路案内標識の改修にかかる費用(*2)		
新設通称看板にかかる費用 (*3)		
契約期間終了時の看板改修にかかる費用		
施設パンフレットの変更にかかる費用		
観光パンフレット等の印刷物や市ホームページの表示方法(*4)	○	—

*1 上記費用負担は、契約料等のほかに、別途負担していただくものです。

*2 改修工事費

*3 設置工事費、管理費（安全管理、電気代）

*4 変更については最大限努力いたしますが、全ての印刷物及び表示方法を変更できるとは限りません。

5. 契約料等

ネーミングライツの契約料等としての最低提案金額は、年間で300万円以上（消費税別途）とし、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに市が指定した期日までにお支払いいただきます。但し、初年度につきましては、当該年度の日割計算に基づいた金額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）とします。

この契約料等は、当該施設の整備や管理運営等の費用に活用されます。

6. 契約期間

契約期間は、令和8年6月1日から令和14年3月31日までとします。

（看板設置工事期間等を含む）

7. 応募資格

参加資格者は、法人格を有し、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に実施することができる「団体」として、(1)参加資格（要件）に掲げる条件を全て満たすこと、及び(2)規制団体に掲げる条件のいずれにも該当しないことを条件とします。但し、共同事業体で応募する場合は、法人格を有していなくても構いません。

(1)参加資格（要件）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、制限を受けていない団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、現に資格停止の処分を受けていない団体であること。
- ③ 浜松市契約規則（昭和39年規則第31号）第3条の規定による資格を満たしている団体であること。

- ④ 法人市民税等の租税公課を滞納していない団体であること。
- ⑤ 本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）となっている団体ではないこと。
- ⑥ 本市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている団体（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- ⑦ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方自治体から指定を取り消された団体又は応募開始の日から採用決定までの間に業務の停止を受けていない団体であること。
上記以外でも、施設の性格等により、参加資格を制限することがあります。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する団体及び暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等となっている団体でないこと。
- ⑨ 指定管理者と競合する民間団体等、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合は、応募資格を制限することがあります。

(2) 規制団体

- ① 浜松市が定める広告掲載基準第4条に該当する団体
- ② 政治団体や宗教団体

8. 提出書類

下記書類は、正・副本2部及びデータ（PDF形式）を提出してください。

- (1) 浜松市ネーミングライツ応募申込書「様式1」
- (2) 浜松市ネーミングライツ応募団体調書「様式2」
団体（企業）概要、設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるものを添付してください。
- (3) 暴力団排除に関する誓約書「様式3」
- (4) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書「様式4」
- (5) 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）
- (6) 納税証明書
 - ① 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」
 - ② 直近2年間の法人事業税の納税証明書
- (7) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの
- (8) 役員名簿
- (9) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等（様式の定めなし）
- (10) 新設を希望する看板および改修する看板、道路標識の設置位置、デザイン、形状等の図面（様式の定めなし）

※ 共同事業体の場合(2)～(8)は構成団体全てについて提出してください。

※ (10)は浜松市屋外広告物条例等、関係規定に適合することを応募に先立って確認してください。

9. 提出期限等

「7. 提出書類」で示した書類を令和7年8月12日（火）までに下記へ提出してください。（郵送の場合は、必着。）

提出先 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

浜松市 市民部 創造都市・文化振興課 文化振興グループ

窓口受付時間：午前8時30分から午後5時まで

10. 応募から決定までの流れ

ネーミングライツパートナーの決定までの流れは、以下のとおりに進めます。

- (1) 6月10日から7月29日までの間、質問事項の受付を行います。募集要項等に関する質問書（様式任意。質問のほか、団体名、担当者名、連絡先を記載すること。）を作成のうえ、創造都市・文化振興課に持参、郵送または電子メールにて提出してください。質問への回答は、質問者の名を伏せて市の公式ホームページで公開します。
- (2) 本市で、ネーミングライツパートナーの選定会議を設置し、審査を行います。
選定会議において、ヒアリング（プレゼンテーション）を実施します。詳細は、申請書類を提出された方に案内します。選定会議では選定委員が提案内容等について審査し、「10. 選定基準点について」の項目ごとに評価点をつけ、最高得点を獲得した民間事業者等が、優先交渉権者となります。なお、応募者が応募資格を満たさない場合や提案内容が提案基準を満たさないことが明らかな場合、ヒアリングを実施しないことがあります。また、審査結果は、採否にかかわらず、応募参加者全員に通知します。
- (3) (2)を踏まえ、広告審査委員会の審査において、ネーミングライツパートナーとして不適格と判断された場合は、優先交渉権者であっても契約締結をしない場合があります。
- (4) ネーミングライツパートナーと本市で契約締結に向けた協議を行い、速やかに契約書の締結を行います。契約締結までに、提案内容の一部修正を依頼する場合があります。

1 1. 選定基準点について

選定会議において、次の選定基準に基づき審査します。

表 1

評価事項	評価項目	配点
Ⅰ 提案された通称の妥当性 (25 点)	①市民等に親しみやすく、呼びやすい通称であるかどうか。	15 点
	②施設のイメージと著しく相違した通称でないか。	10 点
Ⅱ 応募団体の妥当性、経営状況等 (25 点)	①ネーミングライツパートナーとして当該施設にふさわしい団体か。団体の経営状況は安定しているか。	15 点
	②行政としての中立・公平性を損なうおそれのある団体ではないか。	10 点
Ⅲ 地域、施設関連事業への貢献実績 (15 点)	施設の設置目的に関連した事業への貢献実績はあるか。団体の事業内容、地域活動への内容はどうか。	15 点
Ⅳ 提案された金額の妥当性 (25 点)	提示された金額（ネーミングライツ料）は、市が提示した最低提案金額以上であり、妥当か。 ・配点25点×当該応募金額／最高応募金額 ※ 小数点以下第1位を四捨五入 ※ 最低提案金額を下回る場合は0点	25 点
Ⅴ その他提案 (10 点)	ネーミングライツとは別に施設の価値が向上する提案があるか。地域への貢献事業の提案があるか。	10 点
計 (満点)		100 点

選定評価基準点

評価項目ごとに評価を行い、Ⅳを除き、配点に以下の乗率を乗じて点数を算出する。

評価	A	B	C	D	E
乗率	100%	80%	60%	40%	20%
評価基準	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分

【審査について】

- ・表1の合計点（100点満点）での審査を行います。
- ・全委員の平均点を算出し、最高得点の団体等が優先交渉権者となります。
- ・合計が30点に満たない場合または表1の評価項目について過半数の委員が同じ項目でE評価した場合は失格とします。

1 2. 選考結果のお知らせ

全ての応募者に、令和7年8月下旬頃に文書にてお知らせします。

1 3. 応募書類・提案内容の取扱い

- (1) 採用された提案については、市民の理解を得てネーミングライツを実施していくために、市は以下の内容などについて、報道機関や市の公式ホームページ等を通じて公表いたします。

- ①ネーミングライツパートナー名
- ②通称
- ③契約料等
- ④契約期間
- ⑤応募した意図や地域貢献等の内容等

なお、ネーミングライツパートナーの独自の秘密やノウハウが含まれる部分については、知的財産保護の観点から、原則非公開とします。公表資料は、事前に本市とネーミングライツパートナーの双方で、協議・調整します。

- (2) 不採用となった応募・提案内容については、原則公表しません。

1 4. 今後のスケジュール

令和7年度

6月10日（火）～	募集開始（募集要項等のホームページ掲載）
6月10日（火）～7月29日（火）	質問事項の受付
7月29日（火）	看板設置に関する事前相談締め切り
8月5日（火）	質問事項に対する回答
8月12日（火）	応募期限
8月25日（月）	選定会議（ヒアリングを実施）
8月下旬頃	優先交渉権者及び通称の決定
8月下旬頃	応募団体への結果通知
8月下旬 ～ 10月頃	指定管理者含む三者協議、看板設置等協議
協議終了後	契約締結
契約締結後	市民等への周知期間

1 5. その他

- (1) 提案に関する一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 施設敷地内の看板の設置及び変更については、浜松市屋外広告物条例及び浜松市景観条例が適用されます。別添しております「知っていますか？屋外広告物のルール」等及び「~~景観資料~~」をご覧ください。
- (3) 新設及び変更したい看板については、応募前に図面・デザイン等をお持ちの上、下記問い合わせ先までご相談ください。
- (4) 契約期間満了時の状況や、ネーミングライツパートナーから提示いただく条件等により、市は次回公募時に、今回選定するネーミングライツパートナーと優先的に交渉する場合があります。

- (5) 提案の内容について、一部修正等の協議を行う場合があります。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。また、提出された提案書等は返却いたしません。
- (7) 情報公開請求があった場合には、浜松市情報公開条例に基づき公表した提案書等を公開することがあります。
- (8) 提案を途中で取り下げる場合は、「辞退届（様式任意）」を提出してください。
- (9) 提案書に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (10) 応募団体の提案書の提出をもって、契約書（案）の記載内容を承諾したものとみなします。契約書（案）を確認の上、応募してください。
- (11) 指定管理事業者とネーミングライツパートナーが異なる場合は、必要に応じてリスク分担等について、協定書を締結していただく場合があります。（様式任意）
- (12) 提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

提出書類、質問書の提出先および問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

浜松市 市民部 創造都市・文化振興課 文化振興グループ

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

電話：053-457-2417、メールアドレス：bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp